

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 24 年 10 月 19 日(金) 号外第 92 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 (66) (青少年・家庭課) . . . 3
	鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則の一部を改正する規則 (67) (医療政策課) . . . 4
	鳥取県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則 (68) (くらしの安心推進課) 5
	鳥取県特別県営住宅管理規則を廃止する規則 (69) (住宅政策課) 6

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部改正

1 規則の改正理由

鳥取県青少年健全育成条例の一部が改正され、青少年のインターネットの利用に当たって、フィルタリング機能の対象とすべき有害情報にいわゆる脱法ハーブ等の使用を誘発するものが加わったことに伴い、フィルタリングの機能の基準を改める。

2 規則の概要

- (1) フィルタリングの機能の基準に、人の身体にみだりに使用すると健康に被害を生ずるおそれのある脱法ハーブ等の入手方法、使用方法又は作用を教示してその使用を唆し、又は助けるものその他脱法ハーブ等の使用を誘発するおそれのあるものを加える。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成25年1月1日とする。

◇鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

医師海外留学資金貸付金の貸付けを行う研修期間の下限を2月とする。

2 規則の概要

- (1) 貸付金の貸付けを行う研修期間の下限を2月（現行 原則6月とし、県内において1年以上医師の業務に従事することを誓約する書面を提出した者に限り2月）とする。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県食品衛生法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県食品衛生法施行条例の一部改正に伴い、食品衛生検査施設における食品、添加物等の検査又は試験のために必要な機械及び器具を定める。

2 規則の概要

- (1) 食品衛生検査施設に備えることが必要な機械及び器具は、純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽、ガスクロマトグラフ質量分析計、液体クロマトグラフ質量分析計、高速液体クロマトグラフ及びPCR装置とする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県特別県営住宅管理規則の廃止について

1 規則の廃止理由

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例を廃止することに伴い、鳥取県特別県営住宅管理規則を廃止する。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県特別県営住宅管理規則は、廃止する。
- (2) 施行期日は、公布日とする。
- (3) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則及び鳥取県住民基本台帳法施行細則について、所要の規定の整備を行う。

規 則

鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第66号

鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県青少年健全育成条例施行規則（昭和56年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(フィルタリングの機能の基準)</p> <p>第5条 条例第12条の2第1項の規則で定める基準は、次に掲げるもののいずれについても、文字、音声又は映像の全部又は一部の受信を防止することが選択できる機能を有するものであることとする。</p> <p>(1) 全裸若しくは半裸の状態での卑わいな姿態又は性行為、わいせつ行為若しくは性欲に基づく変態的行為を表現するものその他性欲を興奮させ、又は刺激するもの</p> <p>(2) 殺人、傷害、暴行その他の反社会的行為の準備又は実行行為の場面、手段又は経過を表現するものその他粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長するおそれのあるもの</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>条例第11条第1項第4号アからエまでに掲げる物（以下この号において「薬物」という。）の入手方法、使用方法又は作用を教示して薬物の使用を唆し、又は助けるものその他薬物の使用を誘発するおそれのあるもの</u></p> <p>(5) 略</p>	<p>(フィルタリングの機能の基準)</p> <p>第5条 条例第12条の2第1項の規則で定める基準は、次に掲げるもののいずれについても、文字、音声若しくは映像の全部又は一部の受信を防止することが選択できる機能を有するものであることとする。</p> <p>(1) 全裸若しくは半裸の状態での卑わいな姿態又は性行為、わいせつ行為若しくは性欲に基づく変態的行為を表現するものその他性欲を興奮させ若しくは刺激するもの</p> <p>(2) 殺人、傷害、暴行その他の反社会的行為の準備、<u>実行行為の場面、手段又は経過を表現するもの</u>その他粗暴性若しくは残虐性を誘発し、又は助長するおそれのあるもの</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p>

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第67号

鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則（平成21年鳥取県規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(貸付金の額等) 第3条 略 2 貸付金の貸付期間は、留学における研修を始める日の属する月から留学における研修を終える日の属する月までとする。ただし、当該期間は、 <u>2月以上24月以内</u> でなければならない。 3・4 略	(貸付金の額等) 第3条 略 2 貸付金の貸付期間は、留学における研修を始める日の属する月から留学における研修を終える日の属する月までとする。ただし、当該期間は、 <u>6月（県内において1年以上医師の業務に従事することを誓約する書面を提出した者にあつては、2月）以上24月以内</u> でなければならない。 3・4 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第68号

鳥取県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県食品衛生法施行細則（昭和49年鳥取県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（食品衛生検査施設の機械及び器具）</u></p> <p>第8条 条例第2条の2第1項第2号の規則で定める機械及び器具は、<u>純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽、ガスクロマトグラフ質量分析計、液体クロマトグラフ質量分析計、高速液体クロマトグラフ及びPCR装置とする。</u></p> <p>別表第3（第10条の2関係）</p> <p>1・2 略</p> <p>3 自動車による移動型の営業施設についての特例 飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、<u>乳類販売業、食肉販売業及び魚介類販売業</u></p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>4 略</p>	<p>第8条 <u>削除</u></p> <p>別表第3（第10条の2関係）</p> <p>1・2 略</p> <p>3 自動車による移動型の営業施設についての特例 飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、食肉販売業及び魚介類販売業</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>4 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県特別県営住宅管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成24年10月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第69号

鳥取県特別県営住宅管理規則を廃止する規則

鳥取県特別県営住宅管理規則（昭和43年鳥取県規則第41号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）
- 2 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（特定優良賃貸住宅法第3条第4号イ又はロに掲げる者による県営住宅の使用）</p> <p>第16条の5 第2条から第3条の3まで、第5条から第6条の3の2まで、第6条の5から第9条まで、第11条から第13条まで、第16条及び第16条の2の規定は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）第3条第4号イ又はロに掲げる者による県営住宅の使用の場合について準用する。</p> <p>2 前項に規定する県営住宅の使用に係る家賃の額は、毎年度、<u>条例第24条の11第1項の入居者の収入の額に基づき、令第2条に規定する方法により算出した額（入居者の収入の額が令第6条第2項に規定する金額以下のときは、入居者の収入が当該金額を超える場合の令第2条第2項の表の下欄に定める最小の金額を同条第1項の家賃算定基礎額として算出する。）とする。</u>この場合において、<u>同条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、0.5以上1.3以下で知事が別に定める。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときの家賃の額は、条例第24条の11第1項の近傍同種の住宅の家賃の額とする。</u></p> <p>（1）<u>入居者の収入の額が令第9条第1項に規定する金額を超えるとき。</u></p> <p>（2）<u>入居者からの収入の申告がない場合において、当該入居者が条例第22条第1項の規定による請求に応じないとき。</u></p>	<p>（特定優良賃貸住宅法第3条第4号イ又はロに掲げる者による県営住宅の<u>使用に対する準用</u>）</p> <p>第16条の5 第2条から第3条の3まで、第5条から第6条の3まで、第6条の5から第9条まで、第11条から第13条まで、第16条及び第16条の2の規定は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）第3条第4号イ又はロに掲げる者による県営住宅の使用の場合について準用する。</p> <p>2 前項に規定する県営住宅の使用に係る家賃の額については、<u>鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和43年鳥取県条例第5号）第5条の2の規定を準用する。</u>この場合において、<u>同条第1項中「第8条」とあるのは「県営住宅条例第24条の11第2項」と、同条第3項中「規則で定める」とあるのは「0.5以上1.3以下で知事が別に定める」と読み替えるものとする。</u></p>

(鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部改正)

3 鳥取県住民基本台帳法施行細則（平成14年鳥取県規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(条例第2条の規則で定める事務)</p> <p>第1条の2 略</p> <p>2～14 略</p> <p>15 条例第2条第15号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）第6条第2項の決定に係る申込みの受理又はその申込みに係る事実についての審査</p> <p>(2) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の5第3項の意見の申出の受理又はその申出に係る事実についての審査</p> <p>(3) 略</p> <p>16～22 略</p>	<p>(条例第2条の規則で定める事務)</p> <p>第1条の2 略</p> <p>2～14 略</p> <p>15 条例第2条第15号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）第6条第2項の決定に係る申込みの受理又はその申込みに係る事実についての審査<u>（鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和43年鳥取県条例第5号）第8条において準用する場合を含む。）</u></p> <p>(2) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の5第3項の意見の申出の受理又はその申出に係る事実についての審査<u>（鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例第8条において準用する場合を含む。）</u></p> <p>(3) 略</p> <p>16～22 略</p>